

6 輸国第3105号

関税割当公表第TWQ-JP 8 号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和7年度のシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となるシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ（以下「CPTPP産フレッシュチーズ（シュレッドチーズ原料用）」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和6年12月13日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（0406.10-090）

CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP 8のシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズであって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0406.10号に掲げる物品（乾燥固形分が全重量の48%以下のもの（一個の重量が4グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超

える直接包装にしたものに限る。)、関税割当制度に関する政令別表第0406.10号、第0406.40号及び第0406.90号の項で定める数量以内のもの並びにクリームチーズ(軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合及び全重量のうちに占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格(CODEX STANDARD 275-1973)に定める最小含有率を超えるものに限る。)を除く。)のうちシュレッドチーズの原料として使用するもの。

なお、「シュレッドチーズ」とは、ナチュラルチーズを1個の重量が4g以下の短冊状又は繊維状にしたものをいう。

2 合計割当数量 8,400 t

3 通関期限 令和8年3月31日

第2 関税割当申請書の受付の担当課(以下「受付担当課」という。)

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

1 提出期間(直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。)

(1) 令和7年1月14日(火)から同年2月10日(月)まで

(2) 令和7年7月1日(火)から同年7月7日(月)まで

(3) 令和7年12月9日(火)から同年12月15日(月)まで

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の4週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)までに返還された割当数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が1t以上ある場合にのみ関税割当申請書等を提出することができる。

なお、(2)及び(3)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日(火曜日が

行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)の午後2時まで農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)において公表する。

2 提出時間

直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

- 1 関税割当申請書を提出する日において、シュレッドチーズの製造設備を有する者であって、割当てを受けたCPTPP産フレッシュチーズ(シュレッドチーズ原料用)をシュレッドチーズの原料として使用することが確実と認められる者
- 2 前年度に割当てを受けた者にあつては、前年度のCPTPP産フレッシュチーズ(シュレッドチーズ原料用)の使用実績数量が、国産ナチュラルチーズ(シュレッドチーズ原料用)の使用実績数量(自社製造によるものと他社製造によるものの合計)に3.5を乗じて得られる数量を超過していない者
- 3 前年度又は本年度において、第14の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1又は2の方法により提出することができる。

1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班 宛

2 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類(TWQ-JP8)の提出(申請者名)」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。

なお、第4の1の各提出期間の最終日については、提出時間を午後3時までとする。

(宛先)

kanwari_milk_epa@maff.go.jp

第7 提出書類

1 関税割当申請書(省令別記様式第1)

2 シュレッドチーズの製造及び原料チーズの輸入・使用の実績・計画一覧表 (別記様式1-1)

前年度の割当てを受けた者は、別記様式1-1の「CPTPPの関税割当てを利用して輸入したもの」の使用実績数量が、「国産品」の使用実績数量(自社製造によるものと他社製造によるものの合計)に3.5を乗じて得られる数量を超過しないことを確認する。

3 シュレッドチーズの製造に他社製造に係る国産ナチュラルチーズを使用する場合は、申請者が確実に国産ナチュラルチーズを使用していることを証する書面(他者との売買契約書等)。

4 CPTPP産フレッシュチーズ(シュレッドチーズ原料用)を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は、添付を必要としない。

5 関税割当てに関する誓約書(別記様式1-2)

6 輸入商品一覧表(別記様式1-3)

7 法人の場合は、登記事項証明書(写し)(個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。))

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内

容に変更のない場合は添付を必要としない。

- 8 CPTPP産フレッシュチーズ（シュレッドチーズ原料用）の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書の写し等）

ただし、申請時点で提出できない場合は、第11に定める期日までに提出する。

第8 申請上限数量及び割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間

1 申請者当たりの申請数量は、国産ナチュラルチーズ（シュレッドチーズ原料用）の使用計画数量に3.5を乗じて得られる数量又は令和7年度の使用計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、1つの使用計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

- (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる（合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。）。

なお、抽選の実施については、令和7年2月14日（金）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

1 申請者当たりの申請数量は、国産ナチュラルチーズ（シュレッドチーズ原料用）の使用計画数量に3.5を乗じて得られる数量、使用計画数量（第4の1の(2)に掲げる期間の場合は、令和7年8月初日から令和8年3月末日までの間、第4の1の(3)に掲げる期間の場合は、令和8年1月初日から同年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、

申請者に対する割当数量は次の通りとする。なお、1つの使用計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる（割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。）。

なお、抽選の実施については、第4の1の(2)に掲げる期間に行われた申請にあつては令和7年7月11日（金）午後2時まで、第4の1の(3)に掲げる期間に行われた申請にあつては令和7年12月19日（金）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

- 3 令和5年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けたCPTPP産フレッシュチーズ（シュレットチーズ原料用）の割当数量（複数回割当てを受けた場合にはその合計割当数量）と関税割当証明書によって確認された同年度の通関数量（複数回割当てを受けた場合にはその合計通関数量）から算出される消化率が9割未満の者の令和7年度における申請可能な数量（※）の合計は、令和5年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当証明書の発給月から年度末までの月数（発給月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。）で除し、本年度の関税割当証明書の発給予定月から年度末までの月数（発給予定月は1月と数える。）を乗じた数量を限度とする。なお、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

ただし、令和5年11月21日（火）までに返還された割当数量は、消化率計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）令和7年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、

その削減され又は外れた数量は含めない。

第9 割当結果の通知及び関税割当証明書 of 交付

- 1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の4月1日付で発給する（ただし、令和6年度に割当てを受けた者のうち、有効期間が満了した関税割当証明書の未返納の者に対しては、未返納の関税割当証明書が全て返納されるまで新たな関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、当該年度の4月1日（行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）までに連絡するものとする。第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

第10 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。
 - (1) 割り当てた数量
 - (2) 返還された数量
 - (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量）
 - (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）

(5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報(「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第11 報告

1 CPTPP産フレッシュチーズ(シュレッドチーズ原料用)の輸入を確認できる書類(発注内示書又は売買契約書の写し等)を申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。

2 本関税割当てを受けた者は、令和7年度のシュレッドチーズ製造数量等実績報告書(別記様式2)を、令和8年4月10日(金)までに農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)に1部提出する。また、他社製造に係る国産ナチュラルチーズを使用した者は、国産ナチュラルチーズを確実に使用したことを証するに足る書類(仕入伝票、納品書、請求明細書の写し等、一部)を添付する。

3 国産ナチュラルチーズ製造業者は、工場ごとの令和7年度の国産ナチュラルチーズ製造実績報告書(別記様式3)及び国産ナチュラルチーズ販売実績報告書(別記様式4)を令和8年4月10日(金)までに畜産局長に1部提出する。

4 1及び2の書類は、電子媒体により提出することができる。

宛先: kanwari_milk_epa@maff.go.jp

5 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め(違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。))をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、

関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式5)
- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」(経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。)記載要領様式第1)

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする

る。

第13 用途外使用等の制限

- 1 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しないことを誓約することとされている割当て対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用（又は販売）し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用（又は販売）するため譲渡（以下「用途外使用等」という。）し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（又は販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとする。
- 2 1の事前相談後に、税関へ用途外使用等に係る承認申請を行い、税関長の承認を受けたときは、申請者に交付された「用途外使用等承認申請書」（T-1140）の承認書用の写しを添えて、受付担当課へ速やかに報告するものとする。

第14 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）を

したとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の日属年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日属年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第15 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 令和7年度に割当てを受けた者のうち、同年度のCPTPP産フレッシュチーズ（シュレッドチーズ原料用）の使用実績数量が、国産ナチュラルチーズ（シュレットチーズ原料用）の使用実績数量（自社製造によるものと他社製造によるものの合計）に3.5を乗じて得られる数量を超過する場合は、違反等事項の2に該当する。
- 5 令和7年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全てのCPTPP産フレッシュチーズ（シュレッドチーズ原料用）の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率（注）が9割未満の者は、令和9年度における申請可能な数量の合計は、原則として令和7年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当証明書の発給月から年度末までの月数（発給月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。）で除し、令和9年度の関税割当証明書の発給予定月から年度末までの月数（発給予定月は1月と数える。）

を乗じた数量を限度とする(注1)(注2)(注3)(注4)。

$$\text{消化率} = \frac{\text{(注) 令和7年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和7年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

(注1)算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

(注2)令和7年11月11日(火)までに返還された割当数量は、消化率の計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

(注3)第13の2に規定する税関長からの用途外使用等の承認を受けた物品については、提出された「用途外使用等承認申請書」の承認書用の写しに記載された数量は、消化率の計算において、通関した数量に含めないものとする。

(注4)令和9年度に複数回申請を行う場合において、第1回割当て又は第2回割当て申請の際に抽選により割当数量が申請数量よりも削減され又は抽選に外れたことにより割当てを受けられなかった場合は、その削減された申請数量又は割当てられなかった申請数量は、第2回割当て及び第3回割当ての申請において、申請した数量として扱わない。

6 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。当該調査に協力しないことは、違反等事項の2に該当する。

8 本公表に定める各種手続(農林水産省における事務手続を含む。)については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。